

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(号外⑤)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年7月27日

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると

「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。

(80歳代 女性)



テレビショッピングでも 注文したら定期購入だった

ひとこと助言



気をつけてね

見守るくん

- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、つい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第314号 (2018年7月24日) 発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)